

24J ミルク発第 263 号  
2025 乳協第 173 号  
2025 年 3 月 27 日

消費者庁長官  
新井 ゆたか 殿

一般社団法人 Jミルク  
会長 大貫 陽一

一般社団法人 日本乳業協会  
会長 松田 克也



## 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令に規定する分析法に関する要望書

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

酪農乳業界が乳・乳製品の製造販売にあたり準拠している「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」で規定されている分析法（以下、「乳等命令法」という。）が、国際食品規格委員会（Codex 委員会）が採択し国際貿易での使用が推奨されている国際標準の分析法（ISO 規格の分析法（ISO/IDF 分析法を含む））と整合しておらず、乳・乳製品の品質や安全性、並びに貿易の公正性を確保する上で、大きな課題になっております。

具体的には、乳・乳製品の輸出入時において、乳等命令法と ISO 規格の分析法（ISO/IDF 分析法を含む）の両方を用いた検査の実施が求められることもあり、また、乳等命令法は長年改正されておらず、分析を実施する上で不明確な記述も多いため、事業者の労力並びに試験所の業務管理上も大きな負担となっています。乳・乳製品の公正な貿易を確保するためには、輸出入時の検査に ISO 規格の分析法を使用することが不可欠であり、その結果に基づき、乳・乳製品の品質と安全性が国際的な水準で保証され、不要な係争によるフードロスの回避、並びに安定供給に繋がり、さらには国内外の消費者の健康の保護と信頼の獲得に繋がると考えます。

以上のことから、本会といたしましては、乳等命令法から ISO 規格に準拠した分析法への移行は、乳・乳製品の円滑な輸出入、政府による国産乳・乳製品の輸出促進、消費者の健康の保護、並びに信頼につながる品質の製品を製造管理するに不可欠であると考えており、乳等命令法の国際整合を要望します。

なお、乳等命令法から ISO 規格の分析法（ISO/IDF 分析法を含む）の移行にあたっては、現在の事業者による分析業務に支障が出ないよう配慮を求めるとともに、移行に係る経過措置期間を十分に設けることを合わせて要望します。

敬具

